

平成 25 年度第 1 回多治見市地域自立支援協議会議事録

開催日時：平成 26 年 3 月 11 日（火） 13 時 30 分～15 時 00 分

開催場所：多治見市役所 4 階会議室

<出席者>（50 音順、以下敬称略）

委員：五十川委員、安積委員、安藤委員（会長）、加藤委員、亀田委員（代理：藤木）、木村委員、藏前委員、柴田委員、武藤委員、吉田委員、渡辺委員

事務局：石丸社会福祉事務所長（福祉部長）、河田福祉課長、福祉課：澤田、和田、石原

<欠席者>

河地委員、中島委員、松井委員

1 社会福祉事務所長あいさつ

2 新任委員自己紹介

3 議題

（1）計画相談支援事業の現状と今後について

会 長 議題 1 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明

会 長 今の事務局の説明について、ご質問、ご意見はないか。実際に相談にあたってみえる相談支援事業所の立場から現状のご報告をお願いします。

委 員 多治見、土岐、瑞浪で計画相談をしている。3 月までは、2 人体制で対応してきているため、計画を作成することに追われて各個人のケアにまでは至らなかった。4 月からは 4 人体制になるので、相談者個々のニーズを受け止めながらその後のモニタリングなどにおいて、対応していきたいと思っている。ただこの制度の欠点として、高齢者の場合は、一人のケアマネジャーが 40 人を担当して、毎月モニタリングを行えば、一人分の人件費が賄えるのに対して、障がい者の場合は、200 人弱の利用者を担当することで人件費がようやく出るものなので、どうしても法人の協力を得て対応することになる。ただ、高齢者と違って障がい者は、安定していれば全ての方に毎月ケアが必要というわけではないが、身体障がいの方など、家庭から動けない方には、毎月ケアが必要になるため、今後制度が変わっていくと良いと考えている。

委 員 専任 2 名、委託 1 名の 3 人体制で計画相談に対応している。多治見、土岐、瑞浪、と施設の利用者の方で、平成 27 年 3 月までに対象者数は 300 人～400 人みえるため、今の体制ではきめ細かなプランを作ることは難しい。高齢者の場合は社会資源もありきめ細かなプランが立てられるが、障がい者は社会資源が少なく、今利用しているサービスにプランを当てはめる状態になっている。今後は、社会資源も増や

しつつ、利用者に寄り添って計画相談の質を高めていかなくてはいけないと思っている。

委員 母体は聖十字病院のため、相談支援専門員3人とも精神保健福祉士で、精神障がいの方の計画相談を行っている。事業所には、地域活動支援センターも併設しており、全員が兼務している。来年度末までに170人～180人程の計画を作成しなくてはならないが、現在の兼務の体制ではかなり厳しい状況。精神障がい者は、状況が変わりやすく、サービスの利用が定着しないことがよくあり、その対応に追われてしまうため、効率性と計画相談の質を高めることを心がけている。

委員 法人の利用者が100人程度、児童の利用者は80人で、順次計画作成しており、だいたいの目途はたったのかなと感じている。現在2.5名の体制で実施しており、委託事業の一般相談を受けながら、計画を作成することはかなりむつかしいと感じている。そもそもの制度設計に無理があることは間違いなく、その中で行わなくてはならないのは厳しい。市内には計画相談の事業所が立ち上がっているの、何とかクリアできるのかなとは思っている。

(2) 障害者虐待の現状について

会長 議題2について、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明

会長 今の事務局の説明に対してご質問やご意見はないか。一点確認したいが、虐待の境目はどこなのか。

事務局 基本は叩けば虐待だし、「ばか」と言ってしまうえば心理的虐待である。ご家族と生活している中で、内輪のけんかなどは当然あるので、どこが境目かと言われると難しい。経済的な面で言えば、障がいのある方の障害年金がないと暮らすことができない場合もあるが、障がい者本人に全くサービスが不足しているにも関わらず、障害年金が本人のために使われていなくて、生活費になってしまえば、虐待と捉えることになる。

委員 考え方としては、虐待している側に意識がないに関係なく、単純に障がい者の人権が侵害されているかどうか基本となる。

会長 虐待の通報があったらどうするのか。

事務局 まずは、家族からの虐待の場合は、家庭訪問により様子を見に行く。

委員 自宅を訪問して拒否されることはないか。

事務局 障害福祉サービスを利用されている方については、サービスの入るタイミングで様子を見させてもらいに来たという理由で家庭に入らせてもらう。

委員 通報の経路はどのようなケースがあるか。

事務局 本人からの場合や、利用されている施設から、本人の身体状況について報告があったり、サービス提供事業所から身体的なアザがあるといったようなケースがある。

委員 平成24年度の6件のうち、虐待事例としていない4件はどのようなものとして処理したのか。

- 事務局 4 件のうち 1 件は 8 歳の子どもの事例であったため、既に要保護児童として対応がとられていたことから、障がい者虐待としては扱っていない。2 件については、今年の経過観察としたもの。1 件は昨年度の経過観察としていたもので、今年になってから虐待として捉えて対応しているものになる。
- 会 長 地域の民生委員からの通報はあるか。
- 事務局 民生児童委員の研修で、障害者虐待についてお話をする機会をいただいた後、精神障がい者の方の事例で 1 件通報があったが、既に保健所にて対応されていたケースであった。
- 会 長 身体障害者相談員や知的障害者相談員、民生委員の役割として、どこまで介入してよいのか課題になっているのでお尋ねした。
- 事務局 どなたからでも情報提供いただいている。近所にお住いの方など、地域の方からの通報も受けている。
- 委 員 今の報告の中で、擁護者の意識がない等があったが、障害者虐待防止法そのものが、予防と早期発見と、擁護者の支援を講じるための法律になっているはずだが、市は、予防と早期発見と擁護者への支援について、実際にどういう形で取り組んでいるのか。自立支援協議会に支援を求めていこうとしているのか、虐待防止センターのみで完結しようとしているのか。
- 事務局 対応がすぐに求められることが多いため現在は福祉課内で対応しているが、課内で判断がつかないものについては、協議会の皆さまからの意見を求めていきたいと考えている。虐待防止法については、擁護者を支援するための法律でもあるので、障がい者が家族にいて家庭内が円滑にいかないのであれば、介助者のレスパイト支援のためのサービスを入れるなどの支援を行い、擁護者を追い詰めないようにしている。
- 委 員 先ほどから対象者が高齢者、児童、障害者といった例が上がっているが、対象者別にそれぞれ虐待防止法があり、担当によって行政が縦割りにならないようお願いしたい。対象になる施設についても、いろいろな機関が絡むと思うが、虐待防止センターがその核となって連携する体制を作りあげていただきたい。

(3) 特別支援学校卒業者等の就労継続支援 B 型の利用について

- 会 長 議題 3 について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 説明
- 会 長 今回の事務局の説明について、ご質問、ご意見はないか。
- 委 員 特別支援学校高等部では、高等部 2 年と 3 年で現場実習に行っているのですが、そこでの評価によりアセスメントしていただけるとありがたい。就労継続支援 B 型の利用につなげていただけないか伺いたい。
- 事務局 現場実習はどのくらいの期間行っているか。
- 委 員 2 年生も 3 年生も 2 週間を基本としている。受け入れ先の事業所の負担も考えるとこれが限度だと判断している。

- 事務局 アセスメントに必要な期間としては、10日～2週間程度の現場実習の上で、事業所から就労移行支援では難しいと判断された結果がいただければ、市としては支給決定できることになるため、学校と事業所とお話しさせていただいて進めることができればありがたい。
- 委員 実際に実習生を受け入れているが、他の事業所を利用されたいと思っている卒業生でも、実習だけこちらで受けるようなことはかなり難しい。実習では、事業所側も受け入れできるかどうかを判断する機会であるため、一緒に行くことはかなり無理があると考え。実習とは別に現場実習を行うことによりアセスメントをすることであれば、可能かと考える。
- 事務局 夏休みや冬休みに現場実習を受け入れていただき、アセスメントしていただくなど、今後学校と市と事業所と連携して、進路を決定させていただけたらありがたい。こちらの自立支援協議会においても、就労支援専門部会においてサテライトtにも関わっていただき、一人ひとりにあった支援を考えていけたらありがたいと考えている。
- 委員 実際に、東濃圏域の自立支援協議会では、就労部門の専門部会に、学校と事業所を在宅支援の事業所を招いて、在宅障害者の就労支援をしているところ。今この話のアセスメントについても、平成27年3月までの経過措置ではあるが、今後必要になってくると思うので、事務局から提案があったように、多治見市の自立支援協議会においても、専門部会を就労に限らず、虐待や生活支援など検討する場として持つべきだと考える。
- 委員 厚生労働大臣の方針の中の、就業・生活支援センターが、就労移行支援事業所の指定をとって、アセスメントをする役割を担うような記載があるが、就業・生活支援センターは。現在でも生活支援員の加配や就労雇用担当者の配置、発達障がい者コンシェルジュなど、新たな役割を求められてきており、3人で行ってきたことを7人体制で行わないといけないような状況にあり、これ以上の役割を担うことは難しい。
- 委員 先ほどの専門部会の持ち方について、事務局の考え方をお聞きしたい。
- 事務局 こちらの協議会全体会で個別のケース検討を行うことが難しい。設置規則の中で、専門部会を持つことができることになっているので、専門部会をだれがどの部会に入るなど限定するものでなく、今の就労支援に限らず、困難ケースや児童のケースなど、そのケースにおいて必要な方に参加していただき、個別のケース検討会議を行っていきたいと考えている。
- 会長 他に意見がなければ、議題4その他に入る。何か本日の議題以外でご意見やご質問はないか。
- 委員 議題1において、サービス等利用計画を作成しなければいけない人数があるが、そのうち就労継続支援A型事業所に通所している方は何人くらいみえるか。
- 事務局 約40～50人くらい。多治見市内のA型事業所は4カ所あり、各10人程度通所し

ている。

委員 愛知県の利用もあるか。

事務局 名古屋市に行っている方がみえる。

委員 A型事業所に行っている方の計画相談はどの程度進んでいるか。

事務局 まだ数名といったところ。

委員 では、現在は計画相談なしで支給決定していることになるのか。その状況だと今後相談支援事業所に負担がかかるということがよくわかった。

委員 土岐市にもA型事業所が最近2か所できて3か所になった。最近、乱立しているというイメージを持っている。さらに、支援の質という意味では、ちょっと疑問を持つところがあり、今後、専門部会において、A型事業所の方を招いて、就労支援の福祉サービスとはどのようなものなのか話し合う機会ができるとよい。

委員 就業・生活支援センターでは、A型事業所への通所について相談に応じ、ハローワークと協力して支援するが、それは就労としてカウントできない。その後、各事業所からの状況報告等を受け、さらに一般就労に結びつくと就業・生活支援センターが支援に関わることになる。現状では、A型事業所に定着できない人をどのように支援していくか課題と思っている。

委員 議題3で課題として挙げられていることは、B型事業所を言っているが、A型事業所も同じ取扱いになるのではないか。就労移行支援事業所が必要だと思うが、A型事業所の立ち上げについての相談が多く、今後も新たな事業所ができる可能性があると思う。

委員 A型事業所から別のA型事業所に移る場合はサービス等利用計画を作り直す必要があるのか。

委員 先日のケースは、相談支援事業所も別のところから変わったため、サービス等利用計画を作り直した。

委員 A型事業所の利用者が、また別の事業所に変わるケースは今後増えることが予想される。

委員 その場合の支給決定には、暫定支給はあるか。

事務局 ケースバイケースだが、変更する理由や、今までの勤務状況によって判断する。

委員 助成金の対象者の要件に手帳の有無はあるのか。

委員 昨年からは障害福祉サービスの対象者の範囲に難病も含まれたため、障害者手帳が交付されていない難病の方なども、助成金の対象になる場合がある。

委員 国の助成金は、事業所にいくら入るのか。

委員 一般的に利用の多い、特定求職者雇用開発助成金の場合には、最高6ヶ月毎に50万円で、2年間支給される制度もある。

委員 A型事業所は、訓練等給付の収入と助成金の収入があるということになる。

事務局 市内の事業者から暫定支給期間をつけないように依頼されたことがあるが、本人の今までの就労経験や、現在の身体の状況に応じて、暫定支給期間を設けるかどうか

を判断させていただくということで、事業所には説明している。

会 長 そろそろ時間になるが、事務局から事務連絡はあるか。

事務局 協議会の任期が3月31日で満了となる。4月以降新たな委員で協議会を立ち上げるため、各委員の所属機関に推薦依頼を行うので、ぜひ継続をお願いしたい。

会 長 それでは、これにて終了する。

(終 了)